

知的財産推進計画 2023

～多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて～

(2023年6月9日 知的財産戦略本部)

Ⅲ. 知財戦略の重点 10 施策

7. デジタル時代のコンテンツ戦略

(5) デジタルアーカイブ社会の実現

(現状と課題)

デジタルアーカイブは、社会が持つ知や、文化的・歴史的資源等の記録を未来へ伝えるとともに、イノベーションの源泉ともいえるべきコンテンツやそのメタデータの共有基盤となるものであり、教育、研究や、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネスなど、様々な分野における利活用が期待される。デジタルアーカイブが日常的に活用され、多様な創作活動を支える「デジタルアーカイブ社会」の実現は、知的資産の交流・融合を通じた新たな価値創造の活性化を目指す我が国の知財戦略においても、重要課題の1つに位置付くものである。

このようなデジタルアーカイブの意義に鑑み、政府においては、各分野のアーカイブ機関等との連携による「デジタルアーカイブジャパン」の体制を整備して取組を進めている。すなわち、この推進体制の下で、デジタルアーカイブ利活用の分野横断プラットフォームであるジャパンサーチを整備し、2020年にこれを正式公開するとともに、さらに、ジャパンサーチを核として、デジタルアーカイブの拡充と利活用の取組を促すよう、2025年までの「戦略方針¹」、「アクションプラン²」及び「工程表³」を定め、各分野の連携アーカイブ機関等における取組を推進している。

これらを通じ、各分野のアーカイブ機関が保有するアナログコンテンツのメタデータ整備や、画像データ、テキストデータ等のデジタル保存等が進むとともに、それらコンテンツ情報の見える化が図られ、利活用の促進へとつながっている。引き続き、上記の戦略方針やアクションプラン等に基づき、デジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会を実現するよう、各分野におけるデジタルコンテンツの更なる充実を図るとともに、アーカイブのオープン化・利活用促進、人材育成・意識啓発、アーカイブ機関への支援等の取組を、さらに推進していく必要がある。

一方、ジャパンサーチの連携先は、図書館、博物館・美術館、研究所等の文化施設・学術機関が主となっており、ジャパンサーチによる検索が可能なコンテン

¹ 「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」(2021年9月 実務者検討委員会)

² 「ジャパンサーチ・アクションプラン 2021-2025」(2022年4月 実務者検討委員会)

³ 『「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」の実行に向けた各分野の工程表』(2022年7月 実務者検討委員会)

ツも、それら施設等が所蔵し、公開・利用に供している文化資産・学術資料等に係るものが中心となっている。

これら所蔵品等のコンテンツに関しては、所在情報等のメタデータや、サムネイル画像などがオンラインで公開されているが、コンテンツそのものを、デジタルデータとしてオンライン提供できるものは一部にとどまっている。

これに対し、コンテンツを取り巻く状況としては、コロナ禍において、音楽、映像、書籍をはじめとした商用コンテンツの流通のデジタルシフトが加速し、過去作品のデジタルアーカイブ化等へのニーズも高まるほか、ライブエンタメ分野におけるデジタル配信・アーカイブ化等の取組も進み、定着してきている。多様な UGC の創作・発信の拡大ともあいまって、社会全体におけるデジタルコンテンツのアーカイブ蓄積が、日々拡大している。

一方、過去に生み出された作品やその中間生成物など、我が国の貴重なコンテンツ資産が、時を重ねるにつれ、管理主体における維持が困難となったり、記録媒体が劣化したりする等により、散逸が進んでいる状況もある。これらのコンテンツ資産についても、早急に収集、デジタル保存し、次世代へと引き継いでいくことが求められる。メディア芸術など、コンテンツ産業の成長拡大やインバウンド需要の喚起、国際交流の促進等の核ともなる分野のアーカイブ活動について、ハブ機能を果たす拠点の整備等を進めていくことも重要となる。

ジャパンサーチを核とした現在のデジタルアーカイブ政策においては、いわゆる商用コンテンツとの連携は、メディア芸術分野の一部のアーカイブとの連携に止まるなど、限定的なものとなっている。

コンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造を活性化してく上では、従来からの文化資産・学術資料等のアーカイブの取組のより一層の充実に加え、商用コンテンツも含めたコンテンツ情報の見える化促進やデジタルコンテンツの拡充、アウトオブコマースのコンテンツ利活用の促進等に向けた取組について、更なる検討を進めていくことが求められる。

デジタル時代の進展に伴い、情報資産のもつ意味はますます大きくなっている。様々なアーカイブについても、デジタル化し、他のアーカイブとも結びつけ、横断的な利活用を可能にすることで、より多くの価値を生み出せるものとなる。例えば、AI の分野でも、日本のコンテンツの強みを活かした AI 開発等を推進するに当たり、デジタルアーカイブの活用が想定されるほか、生成 AI における日本語バイアス等の問題に対応する上でも、日本語コンテンツ等のデジタルアーカイブ化が重要となるとの指摘もある。良質で管理されたデータセットとしてのデジタルアーカイブの価値は、今後ますます高まっていくことが想定される。

「デジタルアーカイブジャパン」の推進体制として、現在の推進委員会・実務者検討委員会は、各分野の中核アーカイブ機関を軸とした構成となっているが、今後さらに、我が国がもつデジタルアーカイブの全体を見据えた見直し・拡充を図り、デジタルアーカイブの政策推進に向けた体制を発展させていくことが必

要であり、政府全体の取組について、工程を明確化し、更なる取組を計画的に推進していくことが求められる。

なお、こうした多様なアーカイブ資産について、オンライン公開や二次利用・二次創作等の利活用を進めていくに当たり、著作権者の許諾が必要となる場合が少なくないが、例えば、過去作品のデジタルアーカイブ化・配信等について、一部の権利処理が完了しないために作品全体が利用できないなどの事案が生じていることが指摘される。

この点については、前述のとおり、2023年通常国会において著作権法の一部を改正する法律が成立し、著作物等の利用を円滑化して対価を還元するための新たな裁定制度が創設された。

また、この新制度の施行と併せて、著作権者等の探索のための分野横断権利情報検索システムの構築も進められることとなる。文化庁の分野横断権利情報データベースに関する研究会が2022年12月に取りまとめた報告書においては、「検索システムは、基本的にテキストベースのメタデータを取り扱うことを想定しており、コンテンツそのものに係る情報との接続については、それらの情報を含む検索システム（ジャパンサーチ等）との連携を模索することも有用である」とされている。

これらの動向を踏まえつつ、コンテンツ情報と権利情報の適切な連携により、アーカイブ化されたコンテンツの利活用を促進する基盤をより一層充実させていくことが期待される。新たに構築される権利情報検索システムの活用などにより、利用したいコンテンツの発見から、その権利情報の確認、権利処理の手続きまでを、円滑に行える仕組みを整備していくことが望まれる。

（施策の方向性）

- デジタルアーカイブジャパンの推進体制について、商用デジタルコンテンツのアーカイブ等も視野に入れた体制の強化を図るとともに、その体制の下で、改正著作権法の施行後も見据え、商用コンテンツも含めたコンテンツ情報の見える化や、アウトオブコマースのコンテンツ利活用の促進等に向けた今後の取組の検討を進めていく。

（短期、中期）（内閣府、国立国会図書館⁴、関係府省）

- 日本の多様なコンテンツに関する情報をまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォームであるジャパンサーチにおいて、様々なデジタル情報資源を網羅的にナビゲーションできるよう、連携先の拡大などアーカイブ機関との連携の更なる拡充を図る。特に、地域の文化的資源や自然科学系分野などのデジタルアーカイブとの連携に留意する。

（短期、中期）（内閣府、国立国会図書館、関係府省）

⁴ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、デジタルアーカイブに関する施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っていることから、便宜上、本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

- ・ 教育、学術・研究、観光、地域活性化等の様々な分野・テーマにおいて、ジャパンサーチの連携コンテンツを活用した利活用モデルを拡充し、利活用の機会拡大を図るとともに、多言語化や海外のアーカイブ機関との交流を進め、海外発信の強化に取り組む。また、ジャパンサーチ連携アーカイブ機関が所蔵するデジタルコンテンツの効率的な活用を促すよう、それらのコンテンツについて、各機関による二次利用条件の分かりやすい表示を促進する。

(短期、中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)
- ・ 「ジャパンサーチ・アクションプラン 2021-2025」に基づき、地域のデジタルアーカイブのコンテンツ活用を中心としたキュレーション活動に関わる取組を推進する。これにより、地域・分野のコミュニティに新しいコミュニケーションを生み出し、アーカイブ活用基盤の構築を図るとともに、地域・分野横断の人的ネットワークの形成を目指す。

(短期、中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)
- ・ ジャパンサーチをデジタルアーカイブの利活用基盤として発展させるための方策をはじめ、デジタルアーカイブの構築、連携及び利活用に関する課題について、デジタルアーカイブジャパンの新たな推進体制の下で検討し、具体的な取組に反映させる。

(短期、中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)
- ・ 著作権に係る分野横断権利情報検索システムとジャパンサーチとの連携等について、ジャパンサーチの連携アーカイブ機関が保有するデジタルアーカイブに係るコンテンツメタデータの一部を分野横断権利情報検索システムに提供するなど、所要の連携を可能とするよう、デジタルアーカイブジャパンの新たな推進体制の下で検討し、必要な措置を講じる。

(短期、中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)
- ・ 各分野におけるデジタルコンテンツの更なる拡充・公開に向け、オープンデジタルのコンテンツメディアを含めたコンテンツのデジタル化や、それらの自由な二次利用を可能にするオープン化の推進等に努める。可能なものについては、デジタルアーカイブされたコンテンツをオンライン配信に活用したり、海外展開等による収益化を図るなど、更なる利活用を進める。国立国会図書館の資料デジタル化を推進するとともに、絶版等資料のインターネット送信の拡充を図る。

(短期、中期) (内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、国立国会図書館)
- ・ 文化遺産のデジタルアーカイブ化や、各研究機関等におけるマンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術作品の保存・利活用を支援するなど、文化芸術のデジタルアーカイブ化を促進するとともに、ジャパンサーチとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザーの相互誘導を推進する。

(短期、中期) (文部科学省)
- ・ 広く国民に親しまれるとともに、海外でも高く評価され、我が国への理解や関心を高める役割を果たすメディア芸術の意義に鑑み、我が国の優れたメ

ディア芸術分野の人材育成及び、関連資料の収集・保存、展示・活用を推進するとともに、振興の中核ともなるメディア芸術ナショナルセンターの整備に向けた制度設計等の検討を行う。

(短期、中期) (文部科学省) 【再掲】